

議案第 2 1 号

城陽市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正について

城陽市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

城陽市子育て支援医療費の支給に関する条例（平成5年城陽市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児及び児童生徒の医療費の一部</u>（以下「<u>子育て支援医療費</u>」という。）<u>を</u>支給することにより、子育て世代の経済的負担の軽減並びに<u>乳幼児及び児童生徒の健康の保持・増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「<u>乳幼児</u>」とは、出生の日から<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において、「<u>児童生徒</u>」とは、<u>6歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>3 この条例において、「<u>保護者</u>」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、<u>乳幼児又は児童生徒</u>を現に監護する者をいう。</p> <p>4 略</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 <u>子育て支援医療費</u>の支給を受けることができる者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）は、次の各号のいずれにも該当する<u>乳幼児又は児童生徒</u>の保護者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「<u>社会保険各法</u>」という。）の規定による被扶養者であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>監護する乳幼児又は児童生徒</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>受給資格者</u>としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>児童に係る医療費の一部</u>を支給することにより、子育て世代の経済的負担の軽減並びに<u>児童の健康の保持及び増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「<u>児童</u>」とは、出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において、「<u>高校生等</u>」とは、<u>15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>3 この条例において、「<u>保護者</u>」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、<u>児童</u>を現に監護する者をいう。</p> <p>4 略</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 <u>児童に係る医療費の一部</u>（<u>高校生等</u>にあつては、<u>入院に係る医療に要する費用に限る。</u>）<u>以下「子育て支援医療費」という。）</u>の支給を受けることができる者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）は、次の各号のいずれにも該当する<u>児童</u>の保護者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法（<u>昭和33年法律第192号</u>）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「<u>社会保険各法</u>」という。）の規定による<u>被保険者若しくは組合員又は被扶養者</u>であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>監護する児童</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>受給資格者</u>としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(支給の額)

第4条 子育て支援医療費の支給は、乳幼児又は児童生徒の疾病又は負傷について国民健康保険法及び社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が療養の給付を受けたときは、その額に当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する一部負担金に相当する額を控除した額を加算した額とする。）が当該医療に要する費用の額から規則で定める額を控除した額に満たないとき、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、社会保険各法において附加給付がある場合又はその他医療に関する法令等の規定により医療費の公費負担がある場合は、この限りでない。

2 略

(受給者証)

第5条 略

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、子育て支援医療費に係る受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その監護する乳幼児又は児童生徒が京都府内保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(支給方法)

第7条 市長は、受給者の請求に基づき、規則で定めるところにより子育て支援医療費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児又は児童生徒が保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は受給者に支給すべき額の限度において、当該受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

(支給の額)

第4条 子育て支援医療費の支給は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法及び社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が療養の給付を受けたときは、その額に当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する一部負担金に相当する額を控除した額を加算した額）が当該医療に要する費用の額から規則で定める額を控除した額に満たないときは、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、社会保険各法において附加給付がある場合又はその他医療に関する法令等の規定により医療費の公費負担がある場合は、この限りでない。

2 略

(受給者証)

第5条 略

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、子育て支援医療費に係る受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。ただし、高校生等については、受給者証を交付しないものとする。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けている者は、その監護する児童が京都府内保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(支給方法)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）の請求に基づき、規則で定めるところにより子育て支援医療費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、児童（高校生等を除く。）が保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は受給者に支給すべき額の限度において、当該受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 略

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給者がその監護する乳幼児又は児童生徒の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子育て支援医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子育て支援医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

3 略

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給者がその監護する児童の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子育て支援医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子育て支援医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年（2026年）9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の城陽市子育て支援医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由

子育て支援医療費の支給について、入院に係る医療費の支給対象者を高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日）まで拡充したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正条例要綱

1 制度概要

現行は、子育て世代の経済的負担の軽減並びに乳幼児及び児童生徒の健康の保持・増進を図るため、乳幼児及び児童生徒に係る入院・通院の医療費について、1医療機関ひと月200円の自己負担で受診できるように中学3年生までを対象として支給している。

2 拡充内容

入院に係る医療費について、高校生等まで1医療機関ひと月200円の自己負担で受診できるよう支給対象者を拡充する。

拡充に際しては、受給者証は交付せず、受給資格者が一旦保険診療分を自己負担し、後日、請求により支給分を受け取る償還払いとする（第1条から第7条関係）。

3 適用時期

令和8年（2026年）9月診療分から